

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事務処理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）における事務処理について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第 2 条 協議会における事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第 3 条 協議会に、事務責任者を置く。

2 事務責任者は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）第 5 条第 1 項の文書管理責任者及び飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会財務規程（以下「財務規程」という。）第 8 条第 1 項の経理責任者を兼務することができる。

(決裁の順序)

第 4 条 決裁の順序は、原則として起案者が属する事務の区分に係る文書取扱規程第 5 条第 1 項に規定する文書管理責任者、起案者が属する事務の区分の財務規程第 8 条第 1 項に規定する経理責任者、第 3 条第 1 項に規定する事務責任者、事務局長、副会長、会長の順とする。

(専決)

第 5 条 決裁は、会長が別に定めるところにより、副会長、事務局長その他の者の専決処理にすることができる。

(代決)

第 6 条 副会長は、会長が不在で、かつ、特に必要と認められる場合には、代決をすることができる。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、協議会における事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 6 月 2 0 日から施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。